

議会基本条例を制定

自由討議、一般会議も導入

3月16日可決

2月定例会の最終日に可決した議会基本条例は、開

かれた議会、議会の活性化、議会が新たに生まれ変わろうという思いから制定したものです。(つぎに関連記事)

平成20年6月から議会運営委員会で二十数回の会議を開いて、制定にこぎつきました。
12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方との関係が、一応、対等と位置付けられるようになり、地方分権が前進しました。これに伴って、地方自治体もその議会も権限が増したわけです。こうした流れの中で、地方議会も改革を進める必要性が生じ、平成18年5月に北海道栗山町議会が全国で初めて「議会基本条例」を制定しました。前回の岩沼市議会議員選挙のあった平成19年12月時点で全国で七つの議会が条例を持っていただけでした。その後約2年経過し、今で

は百余の議会が条例を制定しています。

六戸幸次議運委員長の提案理由は以下の通りです。「地方自治の本旨に基づき、市民の付託に応え、市民福祉の向上、市勢の伸展に寄与するため、一元代表制を再認識する中で、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定め、地方分権の時代に備える必要があることから、岩沼市議会基本条例を制定しようとするものであります」

主な内容

●前文の一部

議会は、この使命を達成するため、市長等との緊張関係を保持する一方、議員は自己研鑽に努めるとともに、議会の審議及び活動の公正性と透明性

を確保し、活性化を図りながら、「市民に身近で親しみのある議会」をつくりあげるべく、本条例を制定する。

●第2章 議会の活動原則

第2条第1項 議会は、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい議会、市民に開かれた議会及び市民に分りやすい議会を目指して活動するものとする。

●第3章 議員の活動原則

第6条第3項 議員は、議会を構成する一員として、議員相互間の自由な討議を重んじなければならぬ。

●第4章 市民と議会

第11条 議会は地方自治法で定める委員会等のほか、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために一般会議を置くことができる。

●第6章 自由討議

第17条 議会は、議員による討論の場であることと十分に認識し、積極的に議員相互間の自由討議を行い、政策提言を行うよう努めるものとする。

議会基本条例制定状況(東北)

東北では、宮城、岩手、福島の3県議会と7市5町1村の13議会が議会基本条例を制定しています。

宮城県	宮城県、松島町、川崎町、蔵王町、岩沼市
岩手県	岩手県、一関市、宮古市、奥州市、陸前高田市
福島県	福島県、会津若松市、大玉村、伊達市
秋田県	藤里町
山形県	庄内町

(平成22年3月26日現在)

編集後記

増ページして紙面を大幅に刷新した「市議会だより」は、2年目に入りました。

11頁「みんなの議会」の下の方にある「市議会だよりの感想」コーナー。お褒めやおしかりの言葉を寄せていただき、大変うれしく、また、ありがたく思っています。

うれしいというのは、結構、読んでもらっているらしいこと。以て、皆々とともに

前の紙面との違いを分かっていたただけにいるという実感なごです。ありがたいというものは、もっともっと編集作業で努力しなければいけないことの指摘などがあるからです。議会と市民の皆さんをつなぐ唯一の紙媒体である、この議会広報「だより」との思いが基本です。情報化対策特別委員会